

四、小作協約書

土地賃借證書

今般左記の土地賃借致儀に付以下の條項契約を履行可仕候

- 一、賃借人は當該田地を善良に管理耕作し賃借人の承諾なく耕作以外の目的に使用し又は賃借権の譲渡及轉貸する事を御。
- 一、賃借期限は昭和七年貳月 日より昭和拾壹年貳月貳拾五日に至る向ふ五ヶ年間とす
- 一、賃借料は毎年貳月貳拾五日迄に概く支拂可仕候
- 一、賃借料は當該地の米賤せる別表記載の通にして其の表示せる額より特に壹割五分を減額せる支米を以て壹ヶ年の賃借料と定む。但し其支米は福岡縣穀物検査法に合格済の四斗俵を以て支拂可仕候

一、賃借人に於て賃借料の支拂義務及其他賃借人の義務完全に履行せる場合には賃借契約を期間満了後<sup>了</sup>に本契約同旨の賃借契

約を約定するものとす此場合に更新せられたる契約の賃借證

書は本契約證書を以て引續き有効のものとする

- 一、賃借人は毎年度の出来支米に付<sup>付</sup>圓割以上の減收有るに非ざれば賃借料の減額を申出聞致候
- 一、大凶作にて賃借料の減額を必要とする場合には必ず<sup>前</sup>輸入前に賃借人に申出て<sup>先</sup>双方立合立<sup>先</sup>を審査し減額率を協定可致候若し協定不調の場合は賃借人の主張する減額料を除きたる殘額を所定の期日に支拂ひ減額率は適當なる第三者をして決定可致候

一、賃借人に於て所定の期日に於て賃借料の支拂を爲さず賃借人より相當の期日を定て支拂方難儀有するも尙之に應ぜざる場合は強引執行を受くるも異議無之候

一、附帯條件として賃借人は昭和五年年度の賃借料支米<sup>候</sup>を自昭和七年貳月貳拾五日<sup>迄</sup>五ヶ年賦返済の方法を以て各年<sup>間</sup>同給當年貳月貳拾五日